

296 防犯カメラサービス提供に関する

重要事項説明

本書は、296 防犯カメラサービスに関して、お客さまにご承知いただきたい事項を説明しております。下記内容につきましてご一読いただき、契約内容をご確認いただきますようお願いいたします。

1. サービスについて

296 防犯カメラサービス（以下「本サービス」といいます。）は、専用スマートフォンアプリにて屋外カメラの操作等を行う一戸建て向けサービスです。

本サービスのご利用に際しては、以下のサービスプランのいずれかをご選択いただきます。

(1) レンタルプラン

屋外カメラをレンタルし、初期費用と月額利用料だけを支払っていただくプランです。

なお、設置に特別な工事が必要な場合には別途工事費が必要になる場合があります。

初期費用 1,100 円（税込）には、PoE インジェクターもしくはスイッチングハブ、SD カード及び LAN ケーブルの販売代金が含まれています。

(2) 買取プラン

防犯カメラとして必要な機器（屋外カメラ、PoE インジェクターもしくはスイッチングハブ、SD カード、LAN ケーブル）を買い取っていただき、低額な月額利用料金でサービスを提供するプランです。

2. 本サービスの専用機器・付属品

(1) 専用機器

ア 屋外カメラ

(2) 付属品

ア PoE インジェクターもしくはスイッチングハブ※

イ SD カード※

ウ LAN ケーブル

※なお、付属品については機器の保証はございません。

3. 設置工事について

(1) 本サービスの標準工事は、宅内コンセントに設置させていただく PoE インジェクターもしくはスイッチングハブからの PoE 給電を利用した直接配線方式により行います。なお、屋外用カメラに給電する際に、LAN ケーブル（※1）をエアコン配管取り付け口や屋外用カメラを設置する付近の部屋に通す穴がない場合、またはエアコン配管取り付け口が利用できない場合は、外壁に施工上必要な開口（※2、※3）、防水加工工事を行います。

※1 屋外カメラ、屋外用 LAN ケーブルはビスで固定いたします。

※2 開口部の位置については工事当日、作業員とご相談ください。

※3 レンタルプランの場合、解約時に屋外カメラの撤去が必要となりますが、その際は、コーキング

材による防水処理までとなります。

- (2) 借家の場合は、オーナー／管理会社さまの事前承認が必要となります。
- (3) 本サービスは、建物の状況により、ご提供できない場合があります。

4. 施工範囲

当社で行う工事は、屋外カメラの設置及びその動作確認、並びにサービスを利用するスマートフォンにダウンロードした専用アプリの初期設定までとなります。

5. ご利用にあたり

- (1) 本サービスをご利用いただくためには、スマートフォン等およびインターネット接続環境が必要となります。なお、本サービスをご利用の際の通信費用およびその他費用についてはお客さまにてご負担ください。
- (2) 本サービスをご利用いただくためには、Android13.0 以上または iOS11.0 以上を搭載するスマートフォンに専用アプリのインストールが必要です。
- (3) 屋外カメラならびに専用アプリの操作方法については「296 防犯カメラサービス・操作手順書」、当社ホームページ (<https://www.catv296.co.jp/>) をご参照ください。
- (4) 本サービスにおけるサービスの性質、正確性、有用性、最新性は、保証の対象外となります。
- (5) インターネット接続環境等により、屋外カメラ、専用アプリの操作ができない場合がございます。
- (6) PoE インジェクターもしくはスイッチングハブ、SD カードが故障した場合は、お客さまご負担にてお買い換えください。

6. 最低利用期間

- (1) レンタルプランサービスには、料金の請求開始月の 1 日を起算日として 2 年間の最低利用期間があります。
- (2) 前項の最低利用期間内にお客さまのご都合で解約した場合は、最低利用期間の残余期間（24 か月から基本利用料を支払った月数を控除した月数）に対する基本利用料に相当する額の違約金を支払っていただきます。

7. 解約について

- (1) 本サービスを解約する場合は、当社コールセンター（0120-533-296）までご連絡ください。解約の手続きをさせていただきます。
- (2) 解約にあたり本機器の撤去工事が必要となりますので、お早めにご連絡ください。
- (3) 解約にあたり屋外カメラ・レンタルプランの場合は、屋外カメラを当社負担で撤去します。LAN ケーブルの撤去を希望する場合は、別紙料金表記載の撤去費用をご負担いただきます。
- (4) 解約にあたり買取プランの場合は、当社は専用機器・付属品等を撤去しません。LAN ケーブル撤去、開口部コーキング処理を希望する場合は、お客さまに別紙料金表記載の費用をご負担いただきます。
- (5) 解約した場合に日割り計算はせず、解約日の当月分の月額利用料を支払っていただきます。

8. その他注意事項

- (1) 本サービスを技術的にご提供できない場合は、ご契約をお断りする事があります。
- (2) 当社の他サービスにおいて料金未納がある場合は、契約は出来かねます。
- (3) 本サービスの専用機器の初期不良が疑われる場合、当社コールセンター（0120-533-296）までご連絡ください。技術員が訪問し、正常なご使用状態で故障したことが確認出来た場合は、良品と交換いたします。
- (4) レンタルプランの場合、屋外カメラの取扱いについては、お客さまは充分にご注意ください。
- (5) レンタルプランの場合、お客さまの故意または過失により、屋外カメラが故障、焼失または滅失等した場合は、お客さまに修理代金（実費）または機器損害金（38,000円（不課税））を負担していただきます。
- (6) 本サービスの利用及び専用機器に録画された映像の管理について当社は責任を持ちません。これらに起因して第三者との間で生じた紛争等に関しては、お客さまの責任と費用において解決していただきます。
- (7) カメラへの同時アクセスは最大2セッションまでです。
- (8) カメラへのアクセス終了後セッション情報は最大5分間カメラ側に保持されます。
(セッションが切断された場合でも、即時接続出来るものではありません)
- (9) 同一端末による短時間（5分以内）の再接続が複数回行われた場合、カメラ側では複数のセッションとしてカウントされます。セッション数の上限に達した際にはカメラへのアクセスが制限されます。

9. クーリング・オフについて（特定商取引法に基づく表示）

1. お客さまが訪問販売で契約された場合、申込書（控）を受け取った日から8日を経過する日までに当社に書面または電磁的記録でお申し出いただければ、本サービスの契約を解除することができます。
2. 上記にかかわらず、当社がクーリング・オフを妨げるために、事実と異なる説明をしたことによりお客さまが誤認をし、または当社が威迫したことによりお客さまが困惑し、これらによって期間内にクーリング・オフを行えなかった場合には、別途当社が作成しますクーリング・オフ妨害の解消のための書面を、お客さまが当社から受領した日から8日を経過する日までに当社に書面または電磁的記録でお申し出いただくことにより、クーリング・オフを行うことができます。
3. クーリング・オフは、お客さまが1または2のお申し出をされたときに効力が生じます。
4. クーリング・オフがあった場合
 - (1) 既に本サービス提供がお客さまにおいて開始されている場合、本サービス終了に要する費用は当社が負担いたします。
 - (2) 既に本サービスの代金の全部または一部をお支払いいただいている場合、当社は速やかに、お支払いいただいた全額を返還いたします。
 - (3) 当社は、お客さまが本サービスをご利用することにより得られた利益に相当する金銭、ならびにクーリング・オフに伴い発生する当社の損害にかかる金額の支払いを請求することはありません。
 - (4) お客さまが、本サービスの専用機器・付属品を受領している場合には、当社の費用負担でそれらを返却していただきます。

以上

内容現在：2025年6月30日